

# 風間浦村学生等経済支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等での修学継続が困難にならないよう学費等の一部を助成し、修学継続支援を行うことにより学生の学びの継続を確保することを目的として、**支給対象者1人につき10万円を支給します。**

**支給対象者** 以下のどちらにも該当している方が対象となります。

- ・風間浦村出身者で、風間浦村立風間浦中学校を卒業した方。
- ・令和5年1月1日現在で大学等に在学しており、学生本人か学生の保護者等が風間浦村住民基本台帳へ登録されている方。

※大学等とは、大学、高等専門学校、大学院、短期大学、専修学校、予備校もしくはこれらと同等の教育機関をいいます。

- 申請に必要なもの
- ・風間浦村学生等経済支援給付金 対象チェックシート（別紙1）
  - ・風間浦村学生等経済支援給付金申請書（様式第1号）
  - ・在学・在籍を証明できる書類（学校等が発行する在学証明書、または在籍証明書の原本）※コピー不可
  - ・本人を確認できる書類（学生証、マイナンバーカード、運転免許証などの写し）
  - ・振込口座を確認できる書類（支給対象者の通帳、キャッシュカードなどの写し）
  - ・その他村長が必要とする書類

**支給内容** ・支給対象者1人につき10万円

**申請の受付期間** ・令和5年2月28日（火）まで  
※受付期間を過ぎても申請が無い場合、申請しないものとみなします。

**利用上の注意** ・不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、給付金の返還をしていただきますのでご注意ください